

平成 30 年 8 月 28 日

公益社団法人 福井県労働基準協会

会長 川田達男 殿

福井労働局長

嶋田悦郎



「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の
周知について（協力要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より多大なるご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律につきましては、本年4月6日に第196回国会に法律案が提出され、一部修正の上、本年6月29日に可決成立し、7月6日に公布されているところです。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者においても働き方改革の趣旨をご理解頂いた上でしっかりと取り組んで頂くことが重要だと考えています。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、別添1及び別添2の周知用資料を貴団体の傘下会員の皆様に配付する等により、改正法の内容を周知していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

